

水 第 1821 号
令和8年7月 22 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について(諮問)

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則第 5 条第 1 項第 1 号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間は令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までとする。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第 1 種漁業及び小型まき網第 2 種漁業	1	5 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	東京内湾の神奈川県海面	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横浜市中区に漁業根拠地※を有する者	火光を利用してはならない。	令和 8 年 8 月 7 日から同年 9 月 7 日まで
	2					横浜市金沢区に漁業根拠地を有する者	1 火光を利用してはならない。 2 2 そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第1種漁業及び小型まき網第2種漁業	8	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	横須賀市津久井地先から川崎市地先に至る神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市平成町又は同市浦郷町又は同市大津町若しくは同市走水に漁業根拠地※を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 火光を利用してはならない。 2 2そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	令和8年8月7日から同年9月7日まで

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第1種漁業及び小型まき網第2種漁業	2	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	（第1種）三浦市南下浦町釧埼灯台と千葉県明鐘埼との見通し線以北における神奈川県海面 （第2種）横須賀市津久井地先から川崎市地先に至る神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市鴨居に漁業根拠地※を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 火光を利用してはならない。 2 2そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	令和8年8月7日から同年9月7日まで

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第1種漁業及び小型まき網第2種漁業	1	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	東京内湾の神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地※を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	火光を利用してはならない。	令和8年8月7日から同年9月7日まで
	1			共第11号共同漁業権の漁場の区域のうち辻堂西海岸地先の海面	9月1日から10月31日まで		1 ぼらを目的とした採捕に限る。 2 火光を利用してはならない。	
小型まき網第1種漁業及び小型まき	1	総トン数5トン未満の申請のあった	申請のあった馬力数	東京内湾を除く神奈川県海面。ただし、次の区域を除く。	1月1日から12月31日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地※を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場	1. いわしを目的とした採捕に限る。 2. 火光を利用し	令和8年8月7日から同年9月7日

網第2種 漁業		総トン数		1 東京湾 横須賀市観音埼 突端、同市久里浜地 先海瀬島灯標（北緯 35度12分43.4秒、 東経139度44分7.2 秒）及び三浦市釧埼 突端を順次結んだ 線以西の海面。 2 相模湾 (1) イとロを結ん だ線以东の海面。 (2) ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ及びリを 順次結んだ線以北 の海面。 備考 上記(1)及び (2)のうち符号によ って示される点の 位置は、次のとおり とする。 イ 横須賀市長者 ヶ埼突端 ロ 逗子市大崎突 端 ハ イと中郡大磯		の区域において小型 まき網漁業を営むこ とについて当該漁業 権の漁業権者に受忍 されている者	てはならない。	まで
------------	--	------	--	---	--	---	----------------	-----------

				町大磯港西防波堤 灯台を結んだ線と ロと足柄下郡真鶴 町笠島（通称三ツ 石）南端を結んだ線 との交点 ニ イと中郡大磯 町大磯港西防波堤 灯台を結んだ線と 藤沢市江の島の 島展望灯台と足柄 下郡箱根町二子山 凹点を結んだ線と の交点 ホ 藤沢市江の島 江の島展望灯台と 足柄下郡箱根町二 子山凹点を結んだ 線と中郡大磯町高 麗山頂点と静岡県 熱海市岩戸山頂点 を結んだ線との交 点 へ 中郡大磯町高 麗山頂点と静岡県 熱海市岩戸山頂点				
--	--	--	--	--	--	--	--	--

				を結んだ線と小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線との交点 ト 小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を結んだ線と静岡県熱海市魚見崎と足柄下郡真鶴町笠島南端を結んだ線の延長線との交点 チ 足柄下郡真鶴町笠島南端と静岡県熱海市魚見崎を結んだ線とリをA基点とし、静岡県熱海市初島初島燈台中心点を基点Bとし、基点Aから基点Bを見通す線を0度として、基点Aを中心とする左回り34度20分の線との交点				
--	--	--	--	---	--	--	--	--

				リ 神奈川県と静岡県境にある千歳橋の下流端の中央				
小型まき網第1種漁業	2	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地※を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 火光を利用してはならない。 2 2そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	令和8年8月7日から同年9月7日まで

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第1種漁業及び小型まき網第2種漁業	1	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	藤沢市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位187度8.8分の線以西でかつ藤沢市と茅ヶ崎市との境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位191度13.1分の線以東の海面	1月1日から12月31日まで	藤沢市片瀬海岸に漁業根拠地※を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 火光を利用してはならない。 2 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。	令和8年8月7日から同年9月7日まで

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第2種漁業	8	5トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	横須賀市津久井地先から川崎市地先に至る神奈川県海面	1月1日から12月31日まで	横須賀市平成町又は同市浦郷町若しくは同市走水に漁業根拠地※を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 火光を利用してはならない。 2 2そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	令和8年8月7日から同年9月7日まで

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第 5 種漁業	1	5 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	逗子市小坪から平塚市に至る神奈川県海面	1 月 1 日から 12 月 31 日まで。ただし、平塚市地先における操業時期は、10 月 1 日から翌年 7 月 15 日までとする。	藤沢市片瀬海岸に漁業根拠地※を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 火光を利用してはならない。 2 平塚市地先では夜間(日没から日の出までの間)操業してはならない。 3 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。	令和 8 年 8 月 7 日から同年 9 月 7 日まで

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第 5 種漁業	1	5 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	藤沢市江の島以西、山王川に至る神奈川県海面	1 月 1 日から 12 月 31 日まで。ただし、平塚市以西の地先における漁業時期は、10 月 1 日から翌年 7 月 15 日までとする。	茅ヶ崎市に漁業根拠地※を有し、かつ操業区域に含まれる共同漁業権の漁場の区域において小型まき網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者に受忍されている者	1 火光を利用してはならない。 2 平塚市以西の地先では夜間(日没から日の出までの間)操業してはならない。 3 大磯町以西の地先では、きすを目的として操業してはならない。 4 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。	令和 8 年 8 月 7 日から同年 9 月 7 日まで

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
小型まき網第 5 種漁業	4	5 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	共第 7 号、共第 8 号、共第 9 号共同漁業権の漁場の区域と各区域と陸岸に囲まれた区域及び下記点 A から点 E までを結んだ線と江の島弁天橋各橋脚西端を結んだ線と陸岸に囲まれた区域 点 A 共第 9 号と共第 10 号の境界の最北端 点 B 共第 9 号と共第 10 号の境界の最南端 点 C 共第 10 号と共第 11 号の境界の最南端	1 月 20 日から 4 月 30 日まで	横須賀市長井に漁業根拠地※を有し、稚アユを目的とする小型まき網第 5 種漁業を営むことについて、共第 7 号、共第 8 号、共第 9 号、共第 10 号及び共第 11 号共同漁業権の免許を受けた者の受忍を受けている者。	1. 稚あゆを目的とした採捕に限る。 2. 火光を利用してはならない。 3. 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。 4. 2 そうまきでの操業とする。 5. 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。 6. 2 ヶ統同時に操業してはならない。 ※※許可番号は許可時に決定	令和 8 年 8 月 7 日から同年 9 月 7 日まで

				点 D 江の島展望 灯台中心点から真 南へ引いた線と共 第 11 号の境界線の 交点 点 E 江の島展望 灯台中心点				
--	--	--	--	--	--	--	--	--

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

漁業種類・漁業根拠地別の小型まき網漁業の操業区域一覧

R8年10月1日更新分

漁業種類	漁業根拠地	操業区域	許可数	統数
小型まき網第1種漁業 及び第2種漁業	横浜市中区	東京内湾の神奈川県海面	1	1
	横浜市金沢区		2	1
小型まき網第1種漁業 及び第2種漁業	横須賀市平成町、浦郷町、 大津町、走水	横須賀市津久井地先から川崎市地先に至る神奈川県海面	8	4
小型まき網第2種漁業			8	4
小型まき網第1種漁業 及び第2種漁業	横須賀市鴨居	(第1種) 三浦市南下浦町鰐埼灯台と千葉県明鐘埼との 見通し線以北における神奈川県海面 (第2種) 横須賀市津久井地先から川崎市地先に至る 神奈川県海面	2	1
小型まき網第1種漁業 及び第2種漁業	横須賀市佐島	東京内湾の神奈川県海面	1	1
		共第11号共同漁業権の漁場の区域のうち辻堂西海岸 地先の海面	1	1
小型まき網第1種漁業		東京内湾を除く神奈川県海面。 ただし、次の区域を除く。 1 東京湾 横須賀市観音埼突端、同市久里浜地先海瀬島灯標（北 緯35度12分43.4秒、東経139度44分7.2秒）及び三浦市鰐埼 突端を順次結んだ線以西の海面。 2 相模湾 (1) イとロを結んだ線以東の海面。 (2) ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリを順次結んだ線以 北の海面。 備考 上記(1)及び(2)のうち符号によって示される点の位 置は、次のとおりとする。 イ 横須賀市長ヶ崎突端 ロ 逗子市大崎突端 ハ イと中郡大磯町大磯灯台を結んだ線とロと足柄下郡 真鶴町笠島（通称三ツ石）南端を結んだ線との交点 ニ イと中郡大磯町大磯灯台を結んだ線と藤沢市江の島 展望灯台と足柄下郡箱根町二子山四点を結んだ線との交点 ホ 藤沢市江の島展望灯台と足柄下郡箱根町二子山四点 を結んだ線と中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山 頂点を結んだ線との交点 ヘ 中郡大磯町高麗山頂点と静岡県熱海市岩戸山頂点を 結んだ線と小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東 端を結んだ線との交点 ト 小田原市酒匂川河口左岸と静岡県熱海市初島東端を 結んだ線と静岡県熱海市魚見崎と足柄下郡真鶴町笠島南端 を結んだ線の延長線との交点 チ 足柄下郡真鶴町笠島南端と静岡県熱海市魚見崎を結 んだ線とリをA基点とし、静岡県熱海市初島初島燈台中心 点を基点Bとし、基点Aから基点Bを見通す線を0度とし て、基点Aを中心とする左回り34度20分の線との交点 リ 神奈川県と静岡県境にある千歳橋の下流端の中央	1	1
小型まき網第1種漁業		神奈川県海面	2	1
小型まき網第1種漁業 及び第2種漁業	藤沢市片瀬海岸	藤沢市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点よ り、193度57.1分の線以西でかつ藤沢市と茅ヶ崎市との境 界線と最大高潮時海岸線との交点から198度03分の線以東 の海面	1	1
小型まき網第5種漁業		逗子市小坪から平塚市に至る神奈川県海面	1	1
小型まき網第5種漁業	茅ヶ崎市	藤沢市江の島以西、山王川に至る神奈川県海面	1	1
小型まき網第5種漁業	横須賀市長井	共第7号、共第8号、共第9号共同漁業権の漁場の区域と 各区域と陸岸に囲まれた区域及び下記点Aから点Eまでを 結んだ線と江の島弁天橋各橋脚西端を結んだ線と陸岸に囲 まれた区域 点A 共第9号と共第10号の境界の最北端 点B 共第9号と共第10号の境界の最南端 点C 共第10号と共第11号の境界の最南端 点D 江の島展望灯台中心点から真南へ引いた線と共第11 号の境界線の交点 点E 江の島展望灯台中心点	4	2

(略図)

- いわし操業区域
 - · - · - · かつお・まぐろ操業区域

